

奈良県告示第四百四十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、安部土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成二十八年七月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	上田 市夫	北葛城郡広陵町大字安部五六七
〃	乾 善徳	〃
〃	古山 佳勇	〃
〃	乾 善輝	〃
〃	岡橋 庄一郎	〃
〃	中谷 嘉蔵	馬見中三丁目一―五
〃	久保 忠雄	大字安部一二九―二
〃	古山 隆副	〃
〃	古川 喜幸	〃
〃	古山 功	〃
〃	寺田 惣一	〃
〃	巽 成元	〃
〃	吉川 正人	〃
監事	出井 陸治	〃
〃	巽 博司	〃

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	乾 善徳	北葛城郡広陵町大字安部七七五
〃	古川 喜幸	〃
〃	古山 佳勇	〃
〃	田辺 義信	〃
〃	中谷 嘉蔵	馬見中三丁目一―五
〃	久保 忠雄	大字安部一二九―二
〃	巽 博司	〃

六〇九

〃	監事	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
木村	出井	巽	吉川	巽	寺田	古山	上田	古山
吉成	陸治	寛行	正人	成元	惣一	功	市夫	隆副
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
四七四	三二五 一四	一四〇 一一	八〇三	五五〇 一二	五二五 一二	五五二	五六七	六〇八